

宝泉東小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

平成30年3月改訂

平成30年9月改訂

令和5年4月改訂

第1 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を受けるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

第2 いじめ防止等の対策に関わる基本理念

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせや意地悪等は、誰もが経験することである。また、傍観者の存在にも注意を払い、集団全体で意地悪を許容しない雰囲気形成が必要である。「いじめ防止対策推進法」(H25.9.28)、及び「いじめの防止等のための基本的な方針」(H29.3.14 改訂)を受け、本校ではいじめに関するアンケートや教師の見取り、地域・保護者等との連携を通し、いじめ問題の克服を目指す。

第3 いじめ防止の取組(未然防止)

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子供たちの主体的ないじめ防止活動を支援する。具体的には、児童が「安心感」「自己存在感」「満足感」をもてる場所や機会をつくり、いじめが起こりにくい土壌をつくる。また、児童の主体的な活動を通して、「自己有用感」を高め、人と関わることを喜びと感じる場や機会をつくり、いじめに向かわない児童を育てる。

1. 授業改善に関する取組

- 「わかる」「できる」授業の推進
- 「信頼関係」のある授業
- 授業中における生徒指導の充実
- 道徳教育の充実(思いやり、生命、人権)

2. 児童の友人関係・集団づくり・社会性の育成等を目的とした取組

- 学級経営の充実
- 学校行事の充実
- 人権教育の充実
- 教職員の人権感覚の向上

3. いじめに関する学習への取組

- 人権学習や道徳、学級活動の時間などを通して、いじめに関する学習を行う。

4. いじめをなくすための児童会の取り組み

- あいさつ運動や児童集会などで「勇気」「思いやり」「協力」の心を育てるような活動を行う。
- 「いじめ防止フォーラム」「太田市いじめ防止子ども会議」等への参加を通して、自発的、自主的にいじめについて考え、自ら改善に向けて取り組む児童を育てる。

5. 保護者や地域に対する啓発の取組

- 学校だよりや学年だより、学校ブログ等を利用し、取組の様子を発信する。
- 保護者だけでなく、地域の人々が、いじめにつながるような事案を学校に伝えることができるように、児童の様子で気になることがあった場合は、学校に連絡するように依頼しておく。
- 授業参観等で情報モラルに関する授業・講習会を行う。

第4 早期発見の取組

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生している。学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

1. 児童の些細な変化に気づく取組

○日常の交流を通じた早期発見

- ・けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。

【「いじめの防止等のための基本的な方針」（H29.3.14 改訂）より】

○複数の教員の目による早期発見

○アンケート調査による早期発見

- ・いじめに関するアンケートを毎月行う。
- ・人権学習期間になかよしアンケートを行う。
- ・年に一度保護者用いじめに関するアンケートを行う。

○保護者と連携した早期発見

2. 気づいた情報を確実に共有する取組

○情報は、客観的な事実と課題を速やかに校長・教頭に報告・連絡・相談する。

○毎週、情報を交換する機会をつくる。職員会議や打ち合わせ、生徒指導委員会などで情報交換を行う。

○「いじめ一報制」により、教育委員会と連携しながら早期対応に努める。

3. 情報に基づき、速やかに対応する取組

○校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、担任、など事案に応じてチームを編成し、対応方針や役割分担を決定して対応する。

第5 いじめに対する措置

1. いじめ発見から解決までの指導の流れ

○いじめ情報→対応チームの編成→対応方針・役割分担の決定→事実の究明と支援、指導→いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

2. いじめの被害者、その保護者への支援

○徹底していじめられた児童の味方になり、表面的な変化から解決したと判断せず支援を継続する。保護者には、事実を正確に伝え、児童を守り支援していくことや対応の方針を具体的に示す。

3. 加害児童、その保護者への助言

○中立の立場で事実確認をし、被害者の辛さに気づかせ自分が加害者の自覚を持たせ、責任転嫁を許さない。保護者には、誰もがいじめの側にもいじめられる側にもなり得ることを伝え、学校は、事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

4. いじめを見ていた児童への働きかけ

○周囲ではやし立てた者や傍観していた者も問題の関係者として事実を受け止め、これからどのように行動したらよいかを考えさせる。

○いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではない。被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりを進めていく。

5. 関係機関との連携

○犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、太田市教育委員会及び太田警察署等と連携して対処する。

6. いじめ解消の判断

○単に謝罪をもって安易に解消と判断せず、以下の2つの要件をもっていじめの解消を判断する。

- ①少なくとも3ヶ月間、いじめが止んでいること
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

【「いじめの防止等のための基本的な方針」(H29.3.14 改訂) より】

第6 いじめ防止対策の組織(いじめ防止推進委員会)

1. 目的

○いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、生徒指導委員会で情報を共有し、組織的に対応していく。

2. 組織の構成

○校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年生徒指導担当、教育相談主任、養護教諭、(SC)

3. 役割

○いじめの未然防止に向けた取組に関することを協議する。

○いじめの早期発見のための取組に関することを協議する。

○いじめ事案に対する対応に関することを協議する。

4. 役割に応じた対応

○校長・教頭

・学校基本方針を提示し、組織が機能するようリーダーシップを発揮する。

○教務主任

・生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進など、教育課程の質的な管理を行う。

○生徒指導主任

・いじめ対策担当

・全体計画、対応マニュアル立案

・会議の運営と全校職員への周知

・連絡調整、記録、引き継ぎ

○学年生徒指導担当

・いじめに関する学年の状況報告、いじめ防止活動についての学年の取り組みを提案する

○教育相談主任

・気になる児童への対応の提案を行う。

・SCとの連絡調整

○養護教諭

・保健室における相談状況等の報告を行う。

○SC

・加害・被害児童や保護者への対応、学校の相談体制等の助言を行う。

5. 年間計画

○学期ごとにいじめに関する研修会を実施する。

・1学期に年間計画についての研修を行う。

・2学期への取組の検討をする。

・3学期のまとめと次年度へ向けての取組策定

○取り組み評価アンケートの実施

・学校評価アンケートと同時に全職員の評価アンケートを実施する。

第7 インターネット上のいじめへの取組

1. いじめ防止の取組

○情報モラル教育の推進

・インターネットを安全かつ効果的に利用するために、判断力、自制心などを身につけさせる

2. 早期発見の取組

○被害の拡大を避けるため、ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除する措置をとる。

3. いじめに対する措置

第5 いじめに対する措置 に同じ

第8 重大事態への対処

1. 重大事態の認識

○重大事態が発生した場合は、速やかにその旨を、太田市教育委員会に報告する。

2. 組織としての対応

○太田市教育委員会と協議の上、該当事案に対処する組織を設置する。

○設置された組織を中心に事実関係を明確にするための調査を実施する。調査は、太田市教育委員会の指導及び支援を得て行うものとする。

○調査の結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を提供する。情報提供は、太田市教育委員会の指導及び支援を得て行うものとする。